

## 高度加工機等活用講座に係る設備等使用要領

### (目的)

第1条 この要領は、公益財団法人三重県産業支援センター（以下「支援センター」という。）が三重県戦略産業雇用創造プロジェクトの一環として高度加工機等活用講座を実施するにあたり、高度部材イノベーションセンター（以下「AMIC」という。）及び三重県工業研究所へ導入した高度な設備機器（以下「設備等」という。）を県内企業等へ開放することにより、試作・加工環境を提供することを目的として定めるものとする。

### (使用対象企業及び対象者)

第2条 この要領において設備等を使用できる者は、三重県戦略産業雇用創造プロジェクト推進協議会の参加企業であって、高度加工機等活用講座を受講し、設備等の取扱いにおける基礎的な知識及び技能を習得した者とする。

- 2 前項に掲げる高度加工機等活用講座を受講していない者で、設備等の専門的な技能を有する技術者より指導を受けた者や操作技能を有していると認める者については、支援センターの判断の下、前項の者と同様として認めることができる。

### (使用可能日及び時間)

第3条 設備等を使用できるのは、原則として土曜日、日曜日、祝日並びに12月29日から翌年1月3日までを除く平日の、午前8時30分から午後5時15分までとする。

### (使用許可申請)

第4条 設備等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ設備等使用許可申請書（様式第1号、以下「申請書」という。）に必要事項を記入し、戦略産業雇用創造プロジェクトリーダー（以下「リーダー」という。）に提出しなければならない。

### (使用許可)

第5条 リーダーは、前条に掲げる申請書の提出があったときは、次の各号に係る内容を審査し、設備等使用許可（以下「許可」という。）をすることができる。

- (1) 第2条に規定する対象者であること
  - (2) 設備等が損傷する恐れがないこと
  - (3) 設備等の管理上の支障がないこと
  - (4) 営業目的、趣味及び公序良俗に反する使用でないこと
- 2 リーダーは、前項の規定による許可にあたっては、必要に応じて条件を付し、又は

申請書の記載内容に修正を加えて許可することができる。

3 リーダーは、第1項の許可をする場合には、第2項に規定する条件等を申請者に通知するものとする。

(許可の取消)

第6条 リーダーは、前条第1項の許可を受けた者が次の各号に該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 設備等を許可に係る使用目的以外で使用したとき、又は条件等に反して使用したとき
- (2) 三重県戦略産業雇用創造プロジェクト推進協議会の参加企業でなくなったとき
- (3) 設備等が損傷する恐れが生じたとき
- (4) 設備等に管理上の支障が生じたとき

(使用料)

第7条 設備等の使用料について第5条第1項の許可に基づく使用の場合は、徴収しない。ただし、次の各号に掲げる費用については申請者の負担とする。

- (1) 設備等の使用に関する原材料費
- (2) 設備等の使用に関する型・治具費等
- (3) その他、申請者の負担が妥当とリーダーが判断するもの

(使用の心得)

第8条 申請者は、設備等の使用にあたり、次の各号に掲げる内容を遵守しなければならない。

- (1) AMICの評価・計測機器アドバイザー又は三重県工業研究所の研究員（以下両者を「担当係員」という。）の指示に従うこと
- (2) 第5条第1項の許可を受けていない設備等を操作しないこと
- (3) 使用場所については、設備等が設置されているAMICもしくは三重県工業研究所内とする。

ただし、外部への持ち出しが可能な設備等に関しては、申請書に持ち出しを希望する場所を記載し、第5条第1項の許可を得た範囲内で外部に持ち出すことができる。

- (4) 安全に留意し、事故や災害の発生防止に努めること
- (5) 設備等を使用するごとに、整理、整頓、清掃を行い、原状復帰をすること
- (6) 万が一、事故や災害等、不測の事態が発生した場合には、速やかに担当係員へ連絡するとともに、事故又は災害の復旧に努めること

- (7) 申請者の使用に伴って設備等が損傷した場合、申請者は設備等の修理費用を弁償すること
- (8) 設備等の使用に伴い、申請者又は申請者の従業員の責に帰すべき事由により発生した事故等に起因して発生した損害については、申請者が負担すること
- (9) 設備等使用の公平性を確保するため、長期にわたる継続的な使用は控えること
- (10) 前各号に定めのない事項については、支援センターと申請者との間で協議して決定するものとする

(使用の報告)

第9条 申請者は、リーダーが必要と認める場合には、設備等使用報告書（任意様式）をリーダーに提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要領を定めるもののほか、必要な事項については、リーダーが別に定めるものとする。

附則

平成29年 4月 1日施行